

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

条 例

| | |
|---|---|
| ○暴力団排除条例の一部を改正する条例 （警察本部暴力団対策課） | 一 |
| ○宮城県県税条例の一部を改正する条例 （税務課） | 一 |
| ○県税減免条例の一部を改正する条例 （同） | 一 |
| ○企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 （同） | 一 |
| ○宮城県防災会議条例の一部を改正する条例 （危機対策課） | 二 |
| ○宮城県災害対策本部条例の一部を改正する条例 （同） | 二 |
| ○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 （食と暮らしの安全推進課） | 二 |
| ○介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 （長寿社会政策課） | 二 |
| ○国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 （国保医療課） | 三 |

条 例

暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「第三十二条第一項」を、「第三十二条第三項」に改め、同条第九号中、「第三十二条第二項」を、「第三十二条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二第一項中、「平成二十五年二月二十八日」を、「平成三十年二月二十八日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第十四号中、「第三十二条の二第一項」を、「第三十二条の三第一項」に改める。

附則第十六項中、「第二十条第三項又は第五項」を、「第二十条第二項」に改める。

附 則

この条例中第六条第十四号の改正規定は公布の日又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日のいずれか遅い日から、附則第十六項の改正規定は公布の日から施行する。

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例（平成十九年宮城県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

宮城県防災会議条例の一部を改正する条例

宮城県防災会議条例（昭和三十七年宮城県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに指定公共機関」を、「指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加え、「三十人」を「四十人」に改め、同条第二項中「並びに指定公共機関」を、「指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」のうちから任命される委員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新たに任命される委員の任期の特例）

2 この条例の施行の日から平成二十六年五月三十一日までの間に任命される宮城県防災会議の委員の任期は、改正後の宮城県防災会議条例第二条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

宮城県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

宮城県災害対策本部条例の一部を改正する条例

宮城県災害対策本部条例（昭和三十七年宮城県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号子(イ)中「同じ。」以下を削り、同表第二号ロ(イ)中「若しくは第四項」を、「第四項若しくは第七項」に、「若しくは三類感染症」を「（結核を除く。）三類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」に、「当該感染症の病原体を保有している者である場合は、当該感染症の病原体を保有していないことが判明するまで」を「これらの感染症の同条第十一項に規定する無症状病原体保有者であることを知ったときは、当該従事者がかかっている感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十一条第三項各号に掲げる感染症の区分に応じ当該各号に定める期間、当該従事者を」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年十二月一日から施行する。

介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十一月三十日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例（平成十七年宮城県条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「七分の六」を「九分の六」に改める。

第四条中「七分の一」を「九分の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成二十四年度以後の都道府県調整交付金について適用する。